

ICTサービス安心・安全研究会

個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG（第6回）

平成27年6月4日

1 日時 平成27年6月4日（木）10:00～12:00

2 場所 総務省 8階第1特別会議室

3 出席者

○構成員

新美構成員（主査）、太田構成員、大谷構成員、木村構成員、桑子構成員、小林構成員、佐伯構成員、宍戸構成員、長田構成員、林構成員、森構成員、

（欠席：宇賀構成員（主査代理）、川出構成員、新保構成員）

○オブザーバー等

日本インターネットプロバイダー協会（木村氏）、電気通信事業者協会（古賀氏、高田氏）、テレコムサービス協会（丸橋氏、三膳氏）、日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議（小山氏）、日本マイクロソフト（久保田氏）、ヤフー（吉川氏）、グーグル（李氏）、経済産業省商務情報政策局情報経済課（角田課長補佐）、消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室（前田政策企画専門官）

（欠席：全国携帯電話販売代理店協会、日本ケーブルテレビ連盟、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）

○総務省

高橋総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、吉田消費者行政課長、河内データ通信課長、藤波消費者行政課企画官、戸取消費者行政課課長補佐、渡邊消費者行政課専門職、柘植消費者行政課専門職

4 議事

（1）開会

（2）議題

（1）インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱い等について

（2）電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の見直しについて

（3）その他

（3）閉会

5 議事要旨

ア 事務局から資料1「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」論点整理（骨子案）について説明があった。

○自由討議

- ・ 基本的な方向性については賛同しているが、2点、指摘させていただく。

1つは、8ページ①ア. 各事業者における削除等の判断基準、手続、権利を侵害された者のプライバシー等に配慮した形での削除の状況・実績等の公開・明確化等透明性の向上に「事業者」という言葉が出てくるが、本来透明性の向上を求められなくてもよいような事業者まで範囲に含まれるおそれもあるため、言葉の定義を明確にし、かつどういった法律の文脈で要請されるのかという点を整理した上で記述していくことが必要ではないか。

次に7ページの②イ. 表現の自由、知る権利及びインターネットの社会的利便性・有用性について、表現の自由や知る権利というものは憲法で保障されている一つの権利でもあるため、社会的利便性・有用性とは全く違う観点として区別して記載すべき。

- ・ 1ページの背景①、②の「インターネット上の個人に関わる情報」という表現について、個人情報保護法の文脈においては「個人に関する情報」という表現が使われていると思うが、特段の意図がなければ、表現を合わせるべきではないか。

それから、事業者の区分について、取扱事業者のほかに委託等を受けて処理する事業者、第三者、さらにその先の利活用する事業者というふうに、事業者としてのアクターを分ける方向性も考えられる。

それから3点目、全体的に、事業者サイドからのアプローチとなっているという印象。消費者の意識の把握が重要であり、個人を外側から救済するだけでなく、個人が自らの情報を確認できるような仕組み等、個人の権利を強化していく視点も入れてはどうか。

- ・ 7ページ①現行の制度・取組に対する基本認識について、前提として被害の実態把握が必要。例えば、3ページ②インターネット上の情報の削除等に関する相談の増加と多様化、複雑化について、検索に関する相談が占める割合は必ずしも大きくはなく、相談件数としては掲示板の書き込みが多いのではないか。そういった実務面の記載があった方がよい。

次に、8ページ③違法・有害情報相談センター等の団体による取組の在り方について、情報共有に限定せず、もう少し踏み込んだ形で活動を拡大してもよいかと思う。

- ・ 論点整理（骨子案）に賛成。

この議論で念頭に置かれていたのは、検索結果によって人格権侵害が拡散しているのではないかというような事例だったが、基本的な考え方として、本来的に人格権侵害を行っているのは発信者であり、情報の媒介者に対して責任を寄せることは原則として慎重でなければならないという点が出発点である。第一義的には、そのような違法な権利侵害情報の発信を止める、又は発信されないようにすることが本来の理想。

インターネット上の権利侵害情報の発信・拡散のかなりの部分は利用者の不用意なコピー等に起因するところも大きく、その点で8ページ④その他の誰もがインターネット上の権利侵害情報の発信者になりうる状況におけるリテラシーの向上は非常に重要。

また、被害者になった方が、どのようにしたら自分の人格権侵害を救済できるのか、誰に最初に相談すればいいのかといったことについても、官・民様々な取組、アプローチが期待される。

表現の自由との関連では、インターネット上で情報を現に発信している方々の視点も今後の取組では盛り込まれるべき。

- ・ 次に権利侵害への対応については、それぞれの事業者が多様なやり方で、それぞれどれだけ実効的な権利救済あるいは苦情への対応ができていくことが基本路線である一方、そういった状況は一般のユーザーからは分かりにくい。

それぞれの事業者のポリシー・対応について透明性を高めていただくことと同時に、外国事業者も含めた幅広い関係者を巻き込んだ形でそれぞれの事業者の対応、事業者団体等の連携、現状起きている問題等について広く利用者・事業者間の理解が進むような仕組みをつくっていくことが必要ではないか。

また、苦情処理に適切に対応しない事業者の方がいるというような部分については、違法・有害情報相談センターの今後の一層の役割強化が期待される。

最後に、少年犯罪が起きた場合の少年法61条に反するような形での情報の拡散等、緊急に対応すべき問題であってかつ事業者の通常の対応からは漏れるような問題について、各国でどのような法制度があり得るか、現実にも実効的な対応というのはどのようなものがあり得るか、場合によっては法執行が必要なのか等の調査を、この場、又は総務省、事業者において取り組んでどうか。

- ・ 3ページ②インターネット上の情報の削除等に関する相談の増加と多様化、複雑化についてだが、ここは丁寧に記載すべき。被害の低年齢化、高齢者の問題、端末の多様化、

それからアプリの問題等もあり、しっかりと触れていただく必要がある。

次に、8ページ③違法・有害情報相談センター等の団体による取組の在り方について、例えば、法務省、法務局等幅広い関係者の対応能力という問題も非常に重要になってきている。

また、実際にいろいろなサイトに対しての削除対応を弁護士の皆さんにお願いしたい、紹介いただきたいというニーズも高まっている。国全体として民間も含めて対応能力をどうやってアップしていくかが、現実問題として重要なところと思う。

- 全体として事務局が作成したこの骨子案の方向性については良いものかと考えているが、三、四点ほど意見を述べさせていただく。1点目は、7ページ②イ．表現の自由、知る権利及びインターネットの社会的利便性・有用性について、表現の自由や知る権利といった憲法上の価値とインターネットの社会的利便性・有用性というものが、同格のものとして書かれていることに違和感がある。次に1ページ②、③の「個人に関わる情報」、について、ここでは個人情報そのものよりももう少し広いスコープで、インターネット上での情報の流通に伴う様々な問題を扱うという趣旨で表現されているのであれば問題ないのではないか。

次に5ページの諸外国の動向③のEUデータ保護規則案のところで「忘れられる権利」の話が出てくるが、「忘れられる権利」という言葉自体がひとり歩きをしている印象があるので、「いわゆる『忘れられる権利』」という記載が適当ではないか。

- 利用者の視点からは、法律的には問題がないものでも本人にとっては嫌だというのがきちんと削除されるような柔軟な対応をしていただきたいと思う。

8ページ③違法・有害情報センター等の団体による取組の在り方については、利用者から見て、どこにどのように相談すればいいのか分かりやすいことが重要。

また、個人情報が出ない仕組みを強化していく視点も重要。

- 知る権利の関連で、消費者の側からしてみれば、ぜひ知りたいことも当事者が嫌だという理由だけで本当に消されてしまっているのかという論点がある。その個人が持っている公的な役割等の事情について、適切に読み分けられるような表現が必要。また、検索エンジンからただ削除することがすなわち救済ではないという点はどこかに明記しておくべきではないか。
- 報告書を取りまとめるに当たっては、本WGにおける各発表の内容を踏まえた形でまとめるべき。

実態の把握に当たっては、数字が取れるものについては数字をベースに把握し、またソースが複数あるものについては複数のソースを踏まえて総合的に判断することが重要。例えば、違法・有害情報相談センターにおける相談件数は急増しているものの、IHCの数字は横ばい又は減少となっており、総数だけではなく統計の中身にも着目する必要がある。

国際的な動向についても、バランスの取れた形で情報が入るよう注意して欲しい。

事業者の定義だけでなくサービスによる分類の視点も必要であり、例えば今回ヤフーは検索サービスに関する基準を公開したが、ヤフーは検索以外にもさまざまなサービスを提供している。削除依頼の件数としてはヤフー知恵袋・ブログといったサービスのほうが多くなっているが、こういったサービスについては現状、数字・方針を公表していない。サービスの性質によって、表現の自由や知る権利に与える影響の度合いは異なる。そのため、サービスの性質によってもやや丁寧に議論するポイントがあろうかと思われる。

- ・ 報告書を作成するにあたっては、国際発信という意味からも英文で何らかの準備することを検討すべきではないか。

イ 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の見直しに関し、事務局から資料2～5について説明があった。

ウ 丸橋オブザーバーから資料6について説明があった。

○自由討議

- ・ GPS位置情報の取得に関する「司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされているといえる」という記述について、「十分になされている」という言葉は、合格点であるという意味と、100点満点であるという意味との両方に取り得るが、本件では前者の意味と考えられるので「許容される」などといった書きぶりがよいのではないか。
- ・ ガイドライン解説上「法律上の照会権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないので、原則として適当ではない。」という部分について、「原則として適当ではない」という表現は書きすぎであるとも思われ、「直ちに提供することは原則として適当ではない」等、表現を変更することも考えられるのではないか。

← この表現については、15条の解説(3)にあるような捜査関係事項照会や少年法の照会等を念頭に置いて、適当でないとしており、この点が明確になるような書きぶりについて、検討したい。

- 通信履歴について、ガイドラインの効力として規制になるのか、目安なのかといった意見が出ているが、私個人は、この保存期間は目安に近いものと考えており、この点に関して問題提起したい。
- GPS位置情報について、「電気通信事業者の利益」という表現があるが、誤解のない表現としては「電気通信事業者の負担等」になるのではないか。
- ガイドライン上照会権限を有する者に関する表現については、ガイドラインの15条の解説(3)にかなり詳しい記載が存在しており、ここをもう少し取り入れた形で回答するとよいと思われる。

通信履歴・GPS位置情報の問題については、このガイドラインに賛成するご意見もあった一方で、プライバシーとの関係で懸念する声、あるいは捜査の必要性に対する議論があったことは重く受けとめる必要があるだろう。例えば通信履歴の関係については、各事業者においてある程度の裁量がある上で、電気通信事業法及びガイドラインの運用をつかさどる総務省として、事業者の実態をある程度把握し、適正でないと思われるような期間を超えて保存しているという場合にはしかるべき対応をとる必要があるのではないか。

GPS位置情報の取得についても、捜査の適正については刑事訴訟法に基づいて令状で担保されるという前提に立つ一方で、電気通信事業法を所管する総務省と刑事訴訟法だけきちんと守っていればよいという捜査機関との間で消極的な権限抵触が生じる懸念がある。電気通信事業法を所管する総務省として、必要があれば監督権限を行使するという姿勢を持つべきと考える。

- GPS位置情報の取得については、現行法の下で令状に基づき適法に行うことができるのだろう。しかし、今後法律を改正して、GPS位置情報の取得についてより厳格な要件を設けることは、検討の価値があり、むしろ検討がなされてしかるべきであり、その際には捜査機関と総務省との間でしっかりと協議等していくことが適切だろう。
- 通信履歴について、今回取り扱っているのはインターネット接続に必要となるIPアドレスを割り当てた記録として、接続認証ログの保存期間に一定の目安を示したものだが、ガイドラインの対象となる事業者の範囲について懸念を持っている事業者は多いの

ではないか。この点、報告書等で明確にできれば好ましいだろう。

- 通信履歴の保存は個人情報の保護という観点からは長く持ちすぎることにより一定の歯どめを掛ける必要がある一方、6カ月や1年という保存義務があるという誤解を受けないようにする必要があるところ、現状の書き方がよく考えられており、適切であるように思う。
- この意見募集でいただいた意見に対する考え方及びガイドラインに関する報告書案については、本日の議論踏まえて一定の修正を行った上で公表させていただくということにしたい。

以 上